

※ 平成 10 年 12 月に特定非営利活動促進法が施行されてから、事業報告書等未提出による特定非営利活動法人の設立認証の取消しは、愛知県において累計 18 件となりました。

なお、改善命令等違反を理由とする取消しとして、特定非営利活動法人心裕会（平成 18 年 3 月 24 日付けで取消し）があるため、本県の取消しは全体で累計 19 件となりました。

(参考 1) 取消しとなる特定非営利活動法人の概要

名 称	特定非営利活動法人 A C B J
主たる事務所	知立市昭和九丁目 2 番地 知立団地 74 棟 7 号
設立日（認証日）	平成 19 年 5 月 10 日（平成 19 年 4 月 23 日）
活 動 内 容	在日ブラジル人等の外国人および日本人の事業主とその家族、知人に対して、一般生活および経済活動全般の支援事業、ブラジル文化の普及事業、環境保護活動を行う。

名 称	特定非営利活動法人日中経済文化交流協会
主たる事務所	名古屋市中村区名駅二丁目 36 番 10 号
設立日（認証日）	平成 15 年 5 月 14 日（平成 15 年 5 月 1 日）
活 動 内 容	日本の伝統文化を紹介するとともに中国の歴史・文化を学ぶことで、日本と中国の双方の文化交流を行い他国の文化の違いを認識し、両国の国際親善の進展を図る。

名 称	特定非営利活動法人みらい創庫
主たる事務所	名古屋市中区栄二丁目 9 番 5 号
設立日（認証日）	平成 17 年 8 月 12 日（平成 17 年 7 月 29 日）
活 動 内 容	引きこもり・不登校に代表される社会不適応児童・青少年等、表現力・コミュニケーション能力が著しく不足しているものに対して、それを補う教育研修事業を行う。

名 称	特定非営利活動法人日本歌謡文化協会
主たる事務所	名古屋市南区城下町二丁目 12 番地 平和堂ビル 202 号室
設立日（認証日）	平成 19 年 9 月 14 日（平成 19 年 9 月 7 日）
活 動 内 容	歌を愛する者を通じて、相互のふれあいを広げ、互いの資質の向上に励み、歌謡文化の更なる発展と社会への貢献を目指す。

名 称	特定非営利活動法人中部環境保全システム
主たる事務所	名古屋市中川区上高畑一丁目 29 番地の 2 高畑ハイツ 201 号
設立日（認証日）	平成 20 年 3 月 17 日（平成 20 年 2 月 8 日）
活 動 内 容	東海 4 県の企業・団体・地域組織に対して、CO2 削減をはじめとする地球温暖化対策等の環境維持に必要な手法を提案し、且つ協力して推進する事業を行う。

（参考 2）特定非営利活動促進法抜粋

（事業報告書等の提出）

第 29 条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（設立の認証の取消し）

第 43 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。